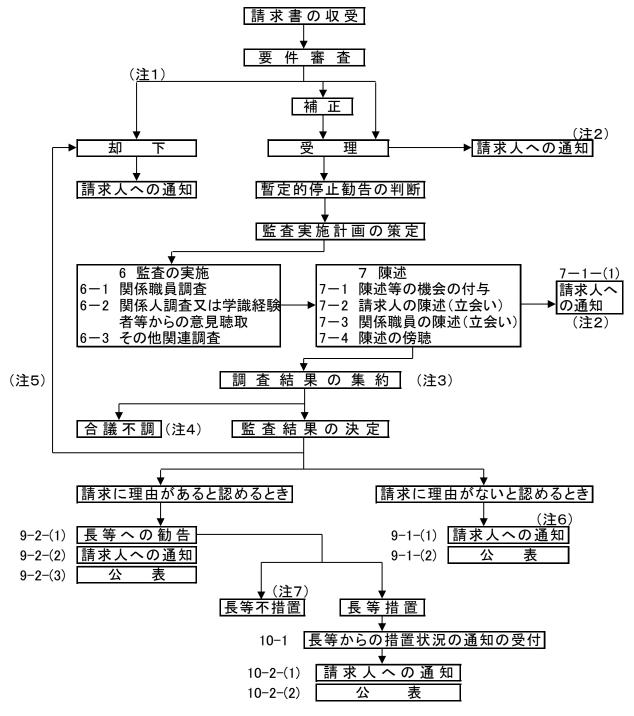
## ○事務処理手続図



- 注1 受理前の却下:形式的要件の明白な欠如により補正を要求しても補正に応じない場合等には、監査委員の合議による決定に基づいて却下するものである。
- 注2 法文上通知する規定はないが、請求人へ通知するのが望ましい。
- 注3 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求を撤回できる。 (昭和24.12.28行政実例)
- 注4 監査委員の合議が不調の場合、法文上通知すべき規定はないが、その旨通知することがのぞましい。
- 注5 受理後の却下は、監査の結果としての「却下」であり、受理後の実質審査によって 要件が欠けていることが判明した場合のものである。なお、実質審査の過程において も要件の欠けていることを発見したときは補正を命じ、応じなければ「却下」とする場合 を含む。
- 注6 請求人は、監査の結果若しくは勧告に不服がある場合等は、住民訴訟を提起することができる。(法第242条の2)
- 注7 長等不措置の場合、法文上督促する規定はないが、督促することが望ましい。